

リース契約約款

(リース契約)

第1条 申込者(契約成立後はリース賃借人。以下「甲」という。)は、東京ガスリース株式会社(以下「乙」という。)に対し、乙の個人情報取扱規程およびリース契約約款(以下「本約款」という。)を了承し、かつ本約款を契約の内容及び条件に同意することをも、次の各号をすべて満たすことを条件に申込みます。(1)物件を設置する場所において、リース物件借受証(以下「物件借受証」という。)に記載の物件借受日に東京ガス株式会社(以下「売主」という。)と都市ガス使用契約を締結していること。(2)甲が現在居住し、かつ借家ではない家屋に物件を設置すること。(3)家庭用の用途として物件を使用すること。

2 乙は、表記のリース物件(以下「物件」という。)を売主から購入し、表記の取扱店(以下「取扱店」という。)が物件の取付を行ったうえで、甲にリースし、甲はこれを借ります。3 本契約は甲が第1項の申込みを行い、乙が甲の支払能力に関する信用調査等の手続きを行い、乙が甲の旨を取扱店に発信したときに成立します。ただし、甲が第1項各号の一つでも満たさないことが契約成立後に判明した場合、乙は本契約を取り消すことができます。

4 物件の所有権は乙が有します。乙は、乙が所有権を有する旨の標識を物件に貼付することができるものとします。甲は、物件を乙に返還するまでの間、または物件を乙より買取取までの間、この状態を維持します。

5 本契約は、本契約に定める場合を除き解除することではできません。ただし、甲は乙に対し残存リース料(消費税等を含む。以下同じ。)全額に0.8を乗じた金額(以下「解約精算金」という。)を一括して支払うことにより本契約を中途解約することができます。

6 甲は、乙に対し残存リース料全額と乙が本契約を締結するときに別途交付する書面に提示した金額を一括して支払うことにより、本契約の中途において、物件を買取ることができず。7 甲は、第8条に違反したとき、第5項または第6項いずれかのとおりにするものとします。

(物件の納入および引渡し)

第2条 甲は、物件が納入されたときから引渡しのときまで、善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主および取扱店のために物件を保管します。甲は、納入された物件について直ちに検査を行います。物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これを総称して「物件の品質等」という。)が本契約の内容に適合していることを確認したときは、物件借受証を乙に発行すをもつて乙から甲へ物件借受証を受け取ったとき、この借受日をもって甲が甲へ物件が引渡されたものとします。

2 甲は、前項の検査において、物件の品質等が本契約の内容に適合していない(以下、「物件の品質等の不適合」という)ときは、直ちに乙に通知するとともに、取扱店との間でこれを解決し、解決後に前項に従い、物件借受証を乙に発行します。3 乙は、甲が不当に物件の引渡しを拒み、または遅らせたとときは、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができず。これに基づき本契約が解除された場合、甲は、取扱店

から請求があったときはその請求の可否について取扱店との間で解決します。

4 天災地変その他の不可抗力、物件運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合その他乙に故意または重大な過失が認められない事由により、物件の引渡しが遅延し、または不能となつた場合は、乙は、一切の責任を負いません。(リース期間)

第3条 リース期間は、表記の期間とし、物件借受証に記載の物件借受日を起算日とします。

(月額リース料およびその支払方法)

第4条 月額リース料にかかるとして、消費税等相当額は本契約の物件借受日の税率に基づき計算します。消費税等額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に基づき乙に支払います。

3 甲は、税込み月額リース料を表記の支払日に表記の支払方法により乙に支払います。

(物件の品質の不適合等)

第5条 物件の品質等の不適合があった場合および物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

2 第2条第4項および前項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決します。ただし、甲が乙に対し書面を請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙は、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続きをとるなどにより、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

3 第1項の場合において、甲が乙に対し解約精算金その他本契約に基づきすべての債務を履行した場合、乙は、売主に対する買主の地位を甲に譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項および本項において、乙は売主の履行能力および請求権の譲渡に関する諸権利の存否を担保しません。

4 甲は、第2項に基づいて売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いの他本契約に基づく債務の弁済を免れることではできません。

(物件の滅失、損傷等)

第6条 物件の引渡しから返還までの間に、物件が滅失(修繕不能および盗難を含む。)もしくは損傷した場合、または物件を使用および収益することのできない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない)が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額、物件を使用および収益することのできない期間の補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成することのできないときであつても、甲はこの契約を解除することではできないものとします。

2 前項において、物件が修繕不能となつたときは、甲は、解約精算金を遅滞なく乙に支払います。ただし、乙に第7条の保険事故に基づいて保険金が支払われたときは、甲は、その保険金を限度として解約精算金の支払いを免れます。

3 甲が前項の手続きを完了したときは、本契約は終了し、乙は現状有姿のまま物件の所有権を甲に移転します。

(物件の保険)

第7条 乙は、リース期間中(再リース期間を除く)、物件に動産総合保険を付保します。

2 甲は、物件にかかるとしての保険事故が発生した場合に、直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに関する必要書類を遅滞なく乙に提出します。

3 前項の保険金は乙が受領します。ただし、甲が損傷した物件を甲の費用負担で修繕した場合は、乙は、保険金額を限度としてその修繕費用相当額を甲に支払います。

(物件の使用)

第8条 甲は、乙から甲へ物件が引渡されたときからリース期間の満了まで、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用および保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。(1)物件の改造、加工等、原状を変更すること。(2)物件の第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害すること。(3)物件を第三者へ転貸すること。(4)物件の占有の移転、または表記設置先住所から移設すること。(5)本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

2 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は乙の契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

(物件の修繕)

第9条 物件に不具合または故障が発生した場合、甲は物件を常時正常に使用できる状態に修繕し、必要な費用を負担します。また、甲は乙に対し、これらの費用を請求することができます。また、甲は乙に、これらに該当しない修繕を行なわせないものとします。

2 前項にかかわらず、甲が取扱店または取扱店の代行者に修繕を行なわせた場合で、次の各号のいずれにも該当しないときは、乙がその修繕費用を負担します。(1)甲が物件本来の用法によらないで発生したことに発生した不具合または故障。(2)天災地変等の不可抗力により発生した不具合または故障。(3)甲の故意または過失に起因して発生した不具合または故障。(4)甲または乙の指定した者以外の者が点検または修理をしたことにより発生した不具合または故障。

3 乙が第7条の保険金を受領したときは、その保険金額を限度として甲は修繕費用の負担を免れるものとします。

(物件の使用状況等の調査)

第10条 甲は、乙が物件の使用状況、保管状況などを調査することを求めたとき、または物件の使用状況などの報告を求めたときは、これに応ずるものとします。

(通知事項)

第11条 甲または連帯保証人は、次の各号の一つについても該当するときは、遅滞なくその旨を書面により乙に通知します。(1)氏名もしくは名称または商号を変更したとき。(2)住所を変更したとき。(3)代表者を変更したとき。(4)次条第1項第3号の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。(5)物件の滅失、損傷または使用できない事態が発生したとき。(6)物件が設置された土地もしくは建物の所有権が移転したとき、または移転のおそれがあるとき。(7)補助開始、保安開始もしくは後見開始の審判があったとき、または任意後見監督人が選任されたとき。

(第12条以下、3. お客さま控の裏面に続く)

